



宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月29日 (木曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 1	○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条 ただし書の規模を定める規則の一部を改正する 規則…………… (用地対策課) 13
○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 4	○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行細則の一部を改正する 規則…………… (砂防課) 13
○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (水産政策課) 6	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 15
	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する 規則…………… (会計課) 16

規 則

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和60年宮崎県規則第51号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録申請書の添付書類)	(登録申請書の添付書類)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第 4 条第 2 項第 3 号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。	3 条例第 4 条第 2 項第 3 号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。
(1) 申請者の住民票の抄本 (法人にあっては、その登記事項証明書)	(1) 申請者 (申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人を含む。次号において同じ。) が法人である場合にあっては、 <u>登記事項証明書</u>
(2)~(8) [略]	(2) 申請者が個人である場合にあっては、 <u>申請者の住民票の抄本</u>
(変更の届出)	(3)~(9) [略]
第 9 条 [略]	(変更の届出)
2 前項の場合において、変更した事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付しなければならない。	第 9 条 [略]
(1)~(3) [略]	2 前項の場合において、変更した事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付しなければならない。
(4) 条例第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる事項 変更事項の生じた	(1)~(3) [略]
	(4) 条例第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる事項 (浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が届け出ようとする場合に限る。) <u>その法定代理人の条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する誓約書及び住民票の抄本 (法人にあっては、登記事項証明書)</u>
	(5) 条例第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる事項 変更事項の生じた

浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

[略]	[略]
条 第 淨 例 五 化 第 号 槽 四 に 管 条 規 理 第 定 士 二 ず 項 る	[略]
条 第 淨 例 六 化 第 号 槽 四 に 清 条 規 掃 第 定 業 二 ず 者 項 る	[略]

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

私は、宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 1

項第 1 号から第 6 号までの規定のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

[略]

[略]	[略]
淨 化 槽 保 守 点 検 業 者	住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)) 郵便番号 (-) (電話) - () -
[略]	[略]

[略]

浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

[略]	[略]
条 第 淨 例 六 化 第 号 槽 四 に 管 条 規 理 第 定 士 二 ず 項 る	[略]
条 第 淨 例 七 化 第 号 槽 四 に 清 条 規 掃 第 定 業 二 ず 者 項 る	[略]
未 合 氏 成 の 名 年 法 及 者 定 び で 代 住 あ 理 所 る 人 場 の	氏 名 (法人にあっては、 その名称並びに代表 者及び役員の氏名) 住 所 (法人にあっては、 その主たる事務所の 所在地) 郵便番号 (-) (電話) - () -

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

申請者 $\left(\begin{array}{l} \text{本 人} \\ \text{法人の役員} \\ \text{法定代理人} \end{array} \right)$ は、宮崎県浄化槽保守点検業者の登録

に関する条例第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

[略]

[略]	[略]
淨 化 槽 保 守 点 検 業 者	住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)) 郵便番号 (-) (電話) - () - 未成年者である場合 法定代理人の氏名 (法人にあっては、その名称並び に代表者及び役員の氏名) 法定代理人の住所 (法人にあっては、その主たる事 務所の所在地) 郵便番号 (-) (電話) - () -
[略]	[略]

[略]

条 規 例 定 第 四 第 四 條 第 二 項 第 五 号 に 規 定 する 淨 化 槽 管 理 士 五 号 に 規 定 する 淨 化 槽 清 掃 業 者 六 号 に	[略]
--	-----

条 規 例 定 第 四 第 四 條 第 二 項 第 六 号 に 規 定 する 淨 化 槽 管 理 士 六 号 に 規 定 する 淨 化 槽 清 掃 業 者 七 号 に	[略]
--	-----

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

[略]

条 第 淨 例 五 化 第 号 槽 第 四 に 管 條 規 理 第 定 士 二 項 する 規 定 する 淨 化 槽 清 掃 業 者 二 項 する	[略]
--	-----

[略]

[略]

条 第 淨 例 六 化 第 号 槽 第 四 に 管 條 規 理 第 定 士 二 項 する 規 定 する 淨 化 槽 清 掃 業 者 二 項 する	[略]
--	-----

未 合 氏 成 の 名 年 法 及 者 定 び で 代 住 あ 理 所 る 人 場 の	氏 名 (法人にあっては、 その名称並びに代表 者及び役員の氏名)	住 所 (法人にあっては、 その主たる事務所の 所在地)
	郵便番号 (-)	
	(電話) - () -	

[略]

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則（昭和52年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園事業の執行の同意又は認可)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</p> <p>(執行の同意又は認可の申請)</p> <p>第5条 条例第7条第2項又は第3項の規定により公園事業の執行の同意を得ようとする者又は認可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)</p> <p>第7条 条例第7条第7項の規定による公園事業の変更の同意又は認可の申請は、別記様式第2号による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(承継の同意又は承認の申請)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の規定による承継の同意又は承認の申請は、別記様式第4号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(同意又は認可の失効の届出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p>(36) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(37) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(38) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p>	<p>(公園事業の執行の協議又は認可)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。</p> <p>(執行の協議又は認可の申請)</p> <p>第5条 条例第7条第2項又は第3項の規定により公園事業の執行の協議をしようとする者又は認可を受けようとする者は、別記様式第1号による協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)</p> <p>第7条 条例第7条第7項の規定による公園事業の変更の協議又は認可の申請は、別記様式第2号による協議書又は申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の規定による承継の協議又は承認の申請は、別記様式第4号による協議書又は申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(認可の失効の届出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p>(36) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(37) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(38) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p>

(39) [略]

(40) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(41)～(81) [略]

(82) 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(83)・(84) [略]

(85) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(86)～(124) [略]

(自然公園における生態系維持回復事業の認定)

第38条 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア [略]

イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2)・(3) [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

公園事業執行同意(認可)申請書

[略]

[略]		
工事施工の予定期間	認可を受けてから	日以内に着手
	着手してから	日以内に完了
[略]		

[略]

様式第2号(第7条関係)

公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書

[略]

公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)内容を変更したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第7条第7項の規定により、次のとおり協議(申請)します。

[略]	
執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第3号(第8条関係)

[略]

[略]

(39) [略]

(40) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(41)～(81) [略]

(82) 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(83)・(84) [略]

(85) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(86)～(124) [略]

(自然公園における生態系維持回復事業の認定)

第38条 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア [略]

イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2)・(3) [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

公園事業執行協議書(認可申請書)

[略]

[略]	
工事施工の予定期間	年 月 日着手
	年 月 日完了
[略]	

[略]

様式第2号(第7条関係)

公園事業の内容の変更の協議書(認可申請書)

[略]

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)内容を変更したので、宮崎県立自然公園条例第7条第7項の規定により、次のとおり協議(申請)します。

[略]	
執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第3号(第8条関係)

[略]

[略]

<table border="1"> <tr> <td>執行の同意又は認可を受けた年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第 9 条関係)</p> <p>法人の合併 (分割) による公園事業の承継同意 (承認) 申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の同意を得た (承認を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号 (第 10 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公園事業の執行同意 (認可) 失効届</p> <p>[略]</p> <p>自然公園の事業執行の同意 (認可) を失効したため、宮崎県立自然公園条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	執行の同意又は認可を受けた年月日及び番号	[略]	[略]		執行の同意を得た (承認を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		<table border="1"> <tr> <td>執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第 9 条関係)</p> <p>法人の合併 (分割) による公園事業の承継協議書 (承認申請書)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号 (第 10 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公園事業の執行認可失効届</p> <p>[略]</p> <p>自然公園の事業執行の認可を失効したため、宮崎県立自然公園条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td>執行の認可を受けた年月日及び番号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]	[略]		執行の認可を受けた年月日及び番号	[略]	[略]	
執行の同意又は認可を受けた年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の同意を得た (承認を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	
執行の認可を受けた年月日及び番号	[略]																																
[略]																																	

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 21 号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則 (平成 7 年宮崎県規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(新規登録の申請)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 条例第 4 条第 3 項の規定で定める書類は、事業計画書 (別記様式第 4 号) 及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～エ [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあつ</p>	<p>(新規登録の申請)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 条例第 4 条第 3 項の規定で定める書類は、事業計画書 (別記様式第 4 号) 及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～エ [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に</p>

ては、その法定代理人の履歴書（別記様式第 5 号）及び住民票の抄本

カ 営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者にあつては、申請に係る行為に関して法定代理人の許可を受けたことを証する書面

キ・ク [略]

（法定代理人の変更届）

第13条 登録者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に限る。）は、その法定代理人に変更があったときは、法定代理人変更届出書（別記様式第18号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

あつては、その法定代理人の履歴書（別記様式第 5 号）及び住民票の抄本（法定代理人が法人である場合においては、定款、登記事項証明書、役員履歴書（別記様式第 5 号）、役員住民票の抄本並びに最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者にあつては、申請に係る行為に関して法定代理人の許可を受けたことを証する書面

キ・ク [略]

（法定代理人の変更届）

第13条 登録者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に限る。）は、その法定代理人に変更があったときは、法定代理人変更届出書（別記様式第18号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法定代理人が法人である場合においては、定款、登記事項証明書、役員履歴書（別記様式第 5 号）、役員住民票の抄本並びに最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)
うなぎ稚魚取扱者登録申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
申請者 (電話番号) (郵便番号)

フリガナ
氏 名 ㊟

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話
番号及び郵便番号並びに代表者の氏名)

うなぎ稚魚の取扱者として登録を受けたいので、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

うなぎ稚魚の取扱者の種別 (該当する番号に○印)	(1) 組合 (4) 試験研究者等	(2) 集出荷業者等 (5) 運搬者等	(3) 養殖業者 (6) 県外うなぎ稚魚取扱者
事務所又は 営業所	名 称	所 在 地	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
(電話番号)	(郵便番号)		
うなぎ稚魚の保管に供する施設の所在地			
(郵便番号)	(郵便番号)		
(郵便番号)	(郵便番号)		
(郵便番号)	(郵便番号)		
法人等の役員			
役職	フリガナ 氏 名	住 所	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	

(裏)

	(電話番号)	(郵便番号)
法定代理人 (申請者が未成年者の場合)		
法定代理人が 法人の場合	名 称	主たる事務所の所在地
	(電話番号)	(郵便番号)
続柄 (法人の場合は役職)	フリガナ 氏 名 (法人の場合は役員の氏名)	住 所 (法人の場合は役員の住所)
	(電話番号)	(郵便番号)
うなぎ稚魚の所持をする者		
事務所又は営業所		住 所
名 称	所在地	
		(郵便番号)

(注) 欄が不足するときは、別紙に記入すること。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第 10 号 (第 6 条関係)

(表)
うなぎ稚魚取扱者更新登録申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 (住所 (電話番号 (郵便番号

フリガナ 氏 名 (印)

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名)

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例第 8 条第 1 項の規定により、うなぎ稚魚の取扱者に係る有効期間の更新登録を受けたいので、次のとおり申請します。

うなぎ稚魚の取扱者の種別 (該当する番号に○印)		(1) 組合	(2) 集出荷業者等	(3) 養殖業者
		(4) 試験研究者等	(5) 運搬者等	(6) 県外うなぎ稚魚取扱者
事務所又は営業所	名 称	所 在 地		
	(電話番号)	(郵便番号)		
	(電話番号)	(郵便番号)		
	(電話番号)	(郵便番号)		
	(電話番号)	(郵便番号)		
うなぎ稚魚の保管に供する施設の所在地				
(郵便番号)		(郵便番号)		
(郵便番号)		(郵便番号)		
(郵便番号)		(郵便番号)		
法人等の役員				
役職	フリガナ 氏 名	住 所		
	(電話番号)	(郵便番号)		
	(電話番号)	(郵便番号)		
	(電話番号)	(郵便番号)		

(裏)

	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
法定代理人 (申請者が未成年者の場合)			
法定代理人が 法人の場合	名称	主たる事務所の所在地	
	(電話番号)	(郵便番号)	
続柄 (法人の場合は役職)	フリガナ 氏 名 (法人の場合は役員の氏名)	住 所 (法人の場合は役員の住所)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(郵便番号)	
うなぎ稚魚の所持をする者			
事務所又は営業所		フリガナ 氏 名	住 所
名 称	所在地		
		(電話番号)	(郵便番号)
		(電話番号)	(郵便番号)
		(電話番号)	(郵便番号)
		(電話番号)	(郵便番号)
		(電話番号)	(郵便番号)

(注) 欄が不足するときは、別紙に記入すること。

別記様式第18号を次のように改める。

様式第 18 号 (第 13 条関係)

法 定 代 理 人 変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
届出者 (電話番号) (郵便番号)

氏 名

㊟

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名)

法定代理人について変更があつたので、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	登 録 年 月 日		年	月	日
	有効期間満了年月日		年	月	日
		変 更 前	変 更 後		
変 更 の 内 容	法 人 の 場 合	名 称	(電話番号)	(電話番号)	
		主たる 事務所の 所在地	(郵便番号)	(郵便番号)	
	氏 名 (法人の場合は役員の 氏名)		(電話番号)	(電話番号)	
		住 所 (法人の場合は役員の 住所)	(郵便番号)	(郵便番号)	
	続 柄 (法人の場合は役職)				
変 更 の 理 由					

(注)「変更の内容」については、変更事項のみ記入すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則（平成15年宮崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定により知事が定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第4項の規定により都市計画区域が指定された市町村の区域については100平方メートルとする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定により知事が定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第4項の規定により都市計画区域が指定された町村の区域については100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成16年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（身分証明書） 第2条 法第5条第5項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（別記様式第1号）によるものとする。	（身分証明書） 第2条 法第5条第5項（法第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（別記様式第1号）によるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

身 分 証 明 書		第 号
所 属		
職 氏 名		
生年月日	年 年 日	生
	年 月 日	発 行
	(年間有効)	
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 5 条第 5 項、第21条第 2 項又は第28条第 2 項の規定により、 他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることができる者であることを証 明する。</p>		
宮崎県知事		印

↑

5
・
5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

↓

←----- 9センチメートル ----->

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜すい)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 (略)

5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10 (略)

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 9 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第17条第 2 項、第18条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第 5 条 (第 1 項及び第 4 項を除く。) の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。(以下略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み) 第2条 [略]</p>	<p>(入居の申込み) 第2条 [略] <u>(入居者資格)</u> 第2条の2 条例第5条及び第49条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、身体障害にあっては身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあっては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度、知的障害にあってはこの号に規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護若しくは同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算し</p>

	<p>て5年を経過していないもの</p> <p>2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させるものとする。</p> <p>3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めるものとする。</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第2条の3 条例第6条第4項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域</p> <p>(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域</p> <p>(3) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町村の区域</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和31年4月1日前に生まれた者は、改正後の第2条の2の規定の適用については、同条第1項第1号に該当する者とみなす。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第25号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1) [略] (2) <u>看護大学体育施設照明施設使用料</u> (3)~(197) [略] (198)~(243) [略] (244)~(537) [略] (538) [略]	別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1) [略] (2) <u>看護大学体育施設使用料</u> (3)~(197) [略] <u>(198) 主任介護支援専門員フォローアップ研修手数料</u> <u>(199) 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料</u> <u>(200) 喀痰吸引等研修手数料</u> <u>(201) 特定行為業務の事業者登録手数料</u> <u>(202)~(247) [略]</u> <u>(248) ふぐ処理営業認証書交付手数料</u> <u>(249) ふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え手数料</u> <u>(250)~(543) [略]</u> <u>(544) 特定非営利活動法人の事業報告書等の写しの交付手数料</u> <u>(545) [略]</u>
3 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略]	3 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略]

<p>(3) 体育館使用料</p> <p>(4) ライフル射撃競技場使用料</p> <p>(5)~(14) [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第40号) に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(95) [略]</p> <p>(96)~(104) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(3) 体育館使用料 (教育関係の公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第36号) 第4条の規定により宮崎県体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者に体育館使用料の徴収の事務を委託するときを除く。)</p> <p>(4) ライフル射撃競技場使用料 (教育関係の公の施設に関する条例第4条の規定により宮崎県ライフル射撃競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者にライフル射撃競技場使用料の徴収の事務を委託するときを除く。)</p> <p>(5)~(14) [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第40号) に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(95) [略]</p> <p>(96) 運転経歴証明書再交付手数料</p> <p>(97)~(105) [略]</p> <p>[略]</p>
---	---

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

